



個人番号カード交付などについての窓口を 3月までの隔週日曜にも開けます

郵送やスマートフォンなどで「個人番号カード」を申請されたみなさんに、1月以降、カードができた人から順次、「交付通知書」をお送りします。

3月までは隔週日曜にも窓口を開けますので、カードの受け取りなどにご利用ください。

日時

1月17日(日)・31日(日)、2月14日(日)・28日(日)、
3月13日(日)・27日(日)の計6日
各日8時30分～12時

場所 市役所専用窓口(115番窓口)

問合せ 大和郡山市ナビダイヤル(☎0570-078-001)
(土・日曜、祝日を除く、8時30分～17時15分)

※市役所窓口で「個人番号カード」を申請した人は、カードができた人から順次、本人限定郵便でお送りします。

行う業務

- ・「個人番号カード」を郵送やスマートフォンなどで申請し、交付通知書を受け取られた人への「個人番号カード」の交付(交付通知書を持参してください)
- ・「個人番号カード」の申請
(「通知カード」を持参してください。写真は市役所内で無料撮影できます)
- ・市役所で預かっている郵便局から戻ってきた「通知カード」の受け取り

〈いずれの場合も本人確認書類を持参してください〉

本人確認書類は、運転免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付の公的な身分証明書のうち1点、これらを持っていない人は、健康保険証・年金手帳・医療受給者証等のうち2点を持参してください。
※個人番号カードの受け取りや申請の人で、住民基本台帳カードを持っている人は、必ず持参してください。

お知らせ

**平成28年1月から大和郡山市でも、
手続きの時にマイナンバーの記入や提示が必要となる場合があります。**

手続きをする場合は、今までの必要書類に加え、マイナンバーの提示と本人確認が必要です。

下表のものを持参してください。

◆マイナンバーの確認と本人確認が必要なもの

マイナンバー確認	本人確認
「通知カード」	運転免許証またはパスポートなど
「個人番号カード」1枚で、両方の確認ができます。	

◆マイナンバーの提示と本人確認が必要な例
(手続きによって開始時期が異なります)

- ・国民健康保険や後期高齢者医療
加入や脱退、給付の申請など
- ・子育て支援
児童手当の請求、母子健康手帳の交付など
- ・市民税や固定資産税
確定申告や減免の申請、固定資産税の各種申請など
- ・介護保険や福祉
介護認定の申請、障害者手帳の申請、福祉医療の申請、生活保護の申請など